

いのちを守る多気町ネットワーク推進プラン
 ～「住み心地のよいまち多気町」の実現を目指して～

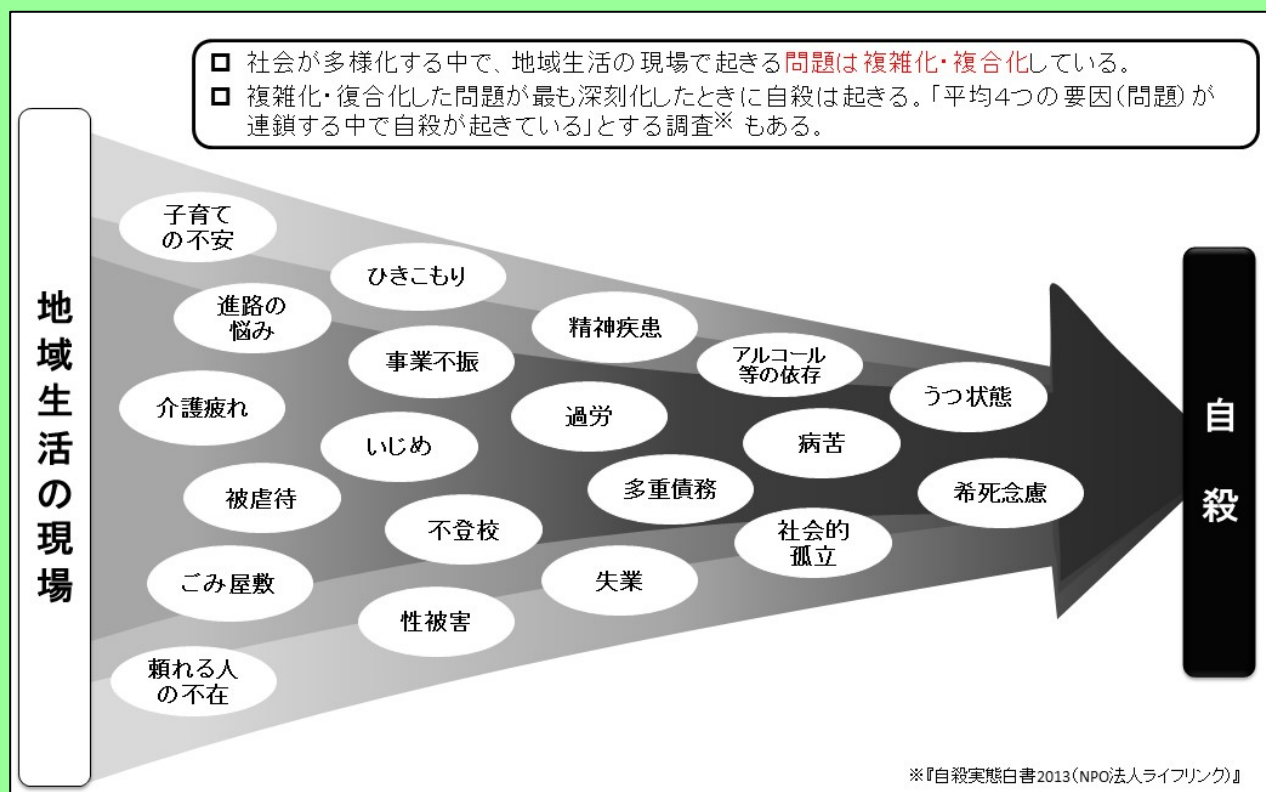
日本の自殺者数は、平成10年から年間3万人を超える深刻な状態でしたが、平成21年以降は7年連続で減少しています。しかし、人口10万人あたりの自殺死亡率は世界の主要先進7か国の中では最も高く、年間自殺者数も依然として2万人を超えるという非常事態が続いています。

多気町の現状

多気町の自殺者は、平成21年以降継続して自殺者がいる状況です。

また、過去5年間の多気町と全国の自殺率を比較すると、本町では、全国で自殺死亡率の高い70歳代、80歳代は0%となっています。多気町は高齢者よりも60歳以下での自殺者が多く、若い層への施策展開が求められています。

参考：自殺の危険要因イメージ図



※『自殺実態白書2013(NPO)法人ライフリンク』

自殺は、個人の自由な意思や選択の結果でなく、その多くが追い込まれた末の死であるといえます。

「自殺対策計画」とは

日本では近年、自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況であり、自殺総合対策大綱では、自殺対策の本質は生きることの支援であることを改めて確認し、「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すとしています。

平成18年に制定された自殺対策基本法は、自殺の防止や自殺者の親族等の支援を充実させ、住民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とし、平成28年には各都道府県及び市町村は自殺対策計画を策定することとされています。

そのため平成30年に、「第3次三重県自殺対策行動計画」「多気町地域福祉計画」「多気町健康増進計画」等と整合を図りながら、多気町としての自殺対策計画を策定しました。

計画期間：2019年度～2024年度 目標値：自殺者数0



基本理念

住み心地のよいまち多気町

基本方針

1. 自殺に対する正しい理解の普及とネットワークの強化
2. 自殺に至る経路を断つためのそれぞれの問題に応じた支援
3. 生きる力を育む子育て・保育・教育の推進

重点施策

- ・地域ネットワーク会議(仮称)の設置
- ・市内ネットワークの強化及び相談先の明確化
(福祉総合窓口の設置・関係機関リーフレット等の作成)
- ・自殺についての周知と理解促進(掲示・企業等への出前講座)
- ・子育て世代への支援や生きる力を育む教育



基本施策

1. 地域におけるネットワークの強化
2. 自殺対策を支える人材の育成
3. 住民への周知と理解促進
4. 生きることの促進要因への支援
5. 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育

1

地域におけるネットワークの強化

自殺の多くは、家庭や学校、職場の問題、健康問題などの様々な要因が関係しているものであり、それらに適切に対応するためには、地域の多様な関係者が連携、協力して、実効性ある施策を推進していくことが大変重要となります。このため、自殺対策に係る相談支援機関等の連携を図り、ネットワークの強化を進める必要があります。

- ① 地域におけるネットワークの強化
- ② 相談窓口の周知と連携

- ・地域ネットワーク会議の設置
- ・多気町庁内での自殺対策ネットワークの強化と自殺対策推進本部の設置
- ・福祉総合相談窓口の開設

→2019年4月、健康福祉課に「みんなの窓口」を開設しました！(TEL0598-38-1114)

- ・リーフレット・ポスター等の作成



2

自殺対策を支える人材の育成

自殺のリスクの高い人の早期発見と早期対応のため、自殺の危険を示すサインに気づき、話を聴いて、見守りながら必要な相談、支援機関につなぐ役割を担う人材(メンタルパートナー等)の養成を進める必要があります。

- ① 職員への研修等の実施
- ② メンタルパートナー等人材の養成

- ・職員・住民向けのメンタルパートナー研修の実施

3

住民への周知と理解促進

自殺に追い込まれる危機は「誰にでも起こり得る」ことですが、危機に陥った人の心情や背景は、様々な要因が複雑に絡み合っていることもあって、理解されにくいという現実があります。自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、暮らしの危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように、自殺についての正しい知識の普及を図る必要があります。

- ① 自殺に関する正しい知識の普及
- ② 自殺に関する講演会等の開催

- ・広報誌やホームページ・ケーブルテレビによる啓発活動
- ・図書館での「心のレシピ本」コーナーの開設
- ・自殺に関する講演会の開催
- ・人権講演会の開催
- ・出前講座の実施
- ・啓発活動・・・思春期保健事業・各種イベント時(成人式、生涯フェスティバル、おこないまつり等)
- ・産業団体を通じて・母子健康手帳交付時・国民健康保険加入時



4

生きることの促進要因への支援

自殺対策は「生きることの阻害要因(過労・生活困窮・育児や介護疲れ・いじめや孤立等)」を減らし、「生きることの促進要因(自己肯定感・信頼できる人間関係・危機回避能力等)」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させることが必要です。今後は、生活上の困りごとについて解決を図る支援、居場所づくりなど、早期からの適切な対応や支援が図れる体制づくりに取り組む必要があります。

- ① 自殺リスクを抱える可能性のある人への支援
- ② 幼少期からのこころの健康を育む教育
- ③ 児童・生徒や家族に対する相談体制の充実とこころの健康
- ④ 若年代に対する相談支援
- ⑤ うつ病が疑われる症状の早期発見
- ⑥ 自死遺族への支援
- ⑦ 居場所づくりの推進

- ・福祉総合相談窓口の開設(再掲)
- ・若者サポートステーションを通じた支援
- ・若年者健診の実施
- ・専門家と連携した相談体制の充実
- ・母親・父親などの子育て世代、精神障がい者、生活困窮者、死遺族への支援
- ・多重債務相談窓口の紹介
- ・高齢者の居場所づくり
- ・NPOと連携した地域での居場所づくり
- ・居場所づくりとしての図書館の活用



5

児童・生徒のSOSの出し方に関する教育

学校において、児童・生徒が命の大切さを実感できる教育とともに、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身につける教育(「SOSの出し方に関する教育」)を推進することが求められています。また、家庭や地域との連携により、児童・生徒が出したSOSに気づき、どのように受け止め、対応していくか、周知と理解促進を図る必要があります。

- ① SOSの出し方に関する教育の実施
- ② 児童・生徒のSOSへの気づき・対応

- ・SOSの出し方に関する教育の実施
- ・思春期保健事業の実施
- ・教員向けメンタルヘルスパートナー研修の実施
- ・専門家と連携した相談体制の充実(再掲)
- ・保護者向け・地域向けSOSの気づきの周知

